相続債権者等遺言者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区奥沢一丁目六番、最後の住所横浜市緑区長津田四丁目二〇番Ｂ－五〇五号　被相続人　亡　仲田　弘子

右被相続人の相続人のあるいとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十一日

横浜市中区相生町四－七五　ＪＴＢ・ＹＮ馬車道ビル四階

相続財産管理人　弁護士　須須木永一

相続債権者等遺言者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市岩本三八〇番地、最後の住所静岡県富士市伝法二七一一番地の一八

被相続人　亡　大木　敏朗

右被相続人の相続人のあるいとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十一日

事務所静岡県富士市永田町一丁目一五〇番地　鈴木建設ビル五階南　津島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　津島　章利

相続債権者等遺言者への請求申出の催告

本籍京都府京丹後市網野町浅茂川二四六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　田茂井重兵衛

右被相続人の相続人のあるいとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十一日

事務所京都府京丹後市峰山町杉谷一〇番地の一　ＴＭＭビル二階綿島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　綿島　浩一

相続債権者等受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西区九条二丁目二番地二、最後の住所大阪市住吉区帝塚山中三丁目八番一〇号ﾆﾕﾆｰ帝塚山ﾏﾝｼｮﾝ二Ａ号

被相続人　亡　服部　和子

右被相続人の相続人のあるいとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十一日

大阪府豊中市末広町一－一－四豊中末広ビル二階二〇二号

相続財産管理人　弁護士　向井　啓介

相続債権者等受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県和気郡和気町日笠下二八一番地、最後の住所兵庫県西宮市甲東園一丁目一〇番二五号　被相続人　亡　日笠　啓子

右被相続人の相続人のあるいとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十一日

兵庫県尼崎市立花町四丁目一二番一六号

法律事務所ユノ

相続財産管理人　弁護士　西詰　智子

相続債権者等受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市音戸町田原二丁目三四九九番地、最後の住所広島県呉市音戸町田原二丁目四六番五号　被相続人　亡　中野　晃子

右被相続人の相続人のあるいとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十一日

広島県呉市仁方本町一丁目一六番一三号、事務所広島県呉市西中央二丁目一番一四号

相続財産管理人　弁護士　相原新太郎

相続債権者等受遺者への請求申出の催告

本籍高知県南国市岡豊町吉田一三番地一、最後の住所高知県南国市小籠一七三番地一

被相続人　亡　東條　千賀

右被相続人の相続人のあるいとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十一日

高知市栄田町三丁目六番一五号

相続財産管理人　森田　啓

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成28年12月21日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①株式会社Ｋ・コンシェルジュ　②第３種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第３－377号　④株式会社Ｋ・コンシェルジュ　宮城県仙台市青葉区北根三丁目26番７号　代表取締役　木田勝政　⑤本社営業所　宮城県仙台市青葉区北根三丁目26番７号　⑥平成28年８月２日　⑨平成28年11月29日　⑩300万円　⑪宮城県知事　⑫仙台市青葉区北根三丁目26番７号　株式会社Ｋ・コンシェルジュ　代表取締役　木田勝政

Ｂ　①のぞみ観光　②第３種旅行業　③群馬県知事登録旅行業第３－449号　④のぞみ観光　群馬県渋川市渋川3910－７　小野久夫　⑤のぞみ観光　群馬県渋川市渋川3910－７　⑥平成19年９月28日　⑧平成28年11月21日　⑩300万円　⑪群馬県知事　⑫群馬県渋川市渋川3910－７　のぞみ観光　小野久夫

Ｂ　①株式会社ＯＢＧ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6807号　④株式会社ＯＢＧ　東京都世田谷区太子堂三丁目37番１号　代表取締役　松山恵美　⑤赤坂営業所　東京都港区赤坂９－６－30ルイマーブル乃木坂208号室　⑥平成26年７月31日　⑧平成28年９月６日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区赤坂９－６－30ルイマーブル乃木坂208号室　株式会社ＯＢＧ　代表取締役　松山恵美

Ｂ　①一般財団法人ゑしんの里観光公社　②地域限定旅行業　③新潟県知事登録旅行業地域－394号　④一般財団法人ゑしんの里観光公社　新潟県上越市板倉区米増27番地４　代表理事　渡邉信夫　⑤ゑしんの里記念館　新潟県上越市板倉区米増27番地４　⑥平成26年12月15日　⑧平成28年11月18日　⑩100万円　⑪新潟県知事　⑫新潟県上越市板倉区米増27番地４　一般財団法人ゑしんの里観光公社　代表理事　渡邉信夫